

IASBが、個別財務諸表における持分法の使用を許容するIAS第27号の修正を公表

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

トーマツ IFRSセンター・オブ・エクセレンス

要点

- 本修正は、企業の個別財務諸表における、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の会計処理で持分法の適用を許容する。
- 本修正は、2016年1月1日から適用され、早期適用は認められる。

なぜ本修正が公表されたのか？

IAS第27号「個別財務諸表」は、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の会計処理を取得原価で、又はIFRS第9号「金融商品」（もしくは、IFRS第9号をいまだ適用していない企業はIAS第39号「金融商品：認識及び測定」）に従うことを要求している。

IASBのアジェンダ・コンサルテーション2011の一環で、一部の関係者は、いくつかの国の法律が、上場会社に子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の会計処理として持分法を使用して個別財務諸表を表示することを要求していると回答した。さらに、ほとんどの場合、IFRSsに従って作成された個別財務諸表と現地の規制のもとで作成された個別財務諸表との差異は、持分法の使用のみであることが言及された。

IASBはこれらの懸念を認識し、2013年12月の公開草案ED/2013/10「個別財務諸表における持分法」（IAS第27号の修正案）の公表及び受け取ったコメント・レター検討後、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資について、個別財務諸表に持分法を使用する選択肢を追加するためにIAS第27号を修正した。

IAS第27号の修正は何か？

修正されたIAS第27号は、企業が、個別財務諸表において子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の会計処理に持分法を使用することを許容する。その結果、企業はこれらの投資の会計処理で、次のいずれかが許容される。

(i) 取得原価で会計処理

(ii) IFRS第9号（又はIAS第39号）に従って会計処理

(iii) 持分法を使用して会計処理

これは、投資の各区分（category）ごとの会計方針の選択である。

見解

個別財務諸表はIFRSsでは要求されていない。一般的に、個別財務諸表は、現地の規制又は他の財務諸表利用者によって要求される。

本修正は、親会社が投資企業でなくなった際に、子会社に対する投資について取得原価で会計処理、持分法を使用して会計処理、又はIFRS第9号に従って会計処理することを明確にしている。

この変更の影響は、当該企業がその地位を変更した日に認識され、その日における子会社の公正価値は、当該投資の会計処理のみなし対価となる。

さらに、IASBは、次の結果的修正を追加した。

●IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」：

IFRS第10号「連結財務諸表」との潜在的な矛盾を避けるために結果的修正が追加された。本修正は、IAS第28号25項（関連会社又は共同支配企業に対する企業の所有持分が減少したが、引き続き投資が関連会社又は共同支配企業として分類される場合に、過去にその他の包括利益に認識した利得又は損失のうち、当該減少に係る割合を純損益に振り替えることを要求する）を明確にしている。

●IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」：結果的修正は、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資について、持分法を使用して会計

処理している初度適用企業が、当該投資の取得に過去の企業結合の免除を適用することを要求している。また、連結財務諸表よりも早く個別財務諸表において初度適用企業となる企業は、親会社よりも後で初度適用企業となる場合にはIFRS第1号D16項を適用し、子会社よりも後で初度適用企業となる場合には、IFRS第1号D17項を適用しなければならない。

発効日

本修正は、2016年1月1日以後開始する事業年度より遡及適用される。早期適用は認められる。

見解

IASBは、個別財務諸表における持分法を適用する場合に、連結財務諸表の情報（すなわち、

IFRS第10号で子会社を連結する情報やIAS第28号で関連会社及び共同支配企業に持分法を適用する情報）を使用できるので、追加の手続を実施する必要がないと考えている。したがって、IASBは、移行時の救済措置を提供しないことを決定した。

IASBは、本修正の結論の根拠で、個別財務諸表において子会社に対する投資に持分法を適用することは、連結財務諸表において適用する場合に比べて、異なる結果となる状況があり得ることを認識した。IASBは、これらの潜在的な差異に対応するための更なるガイダンスを追加しないことを決定した。なぜなら、それは追加的なりサーチを要し、この狭い範囲のプロジェク

以上

トーマツ Web サイトのご案内 IFRS/国際財務報告基準(国際会計基準)

<http://www.tohmatsu.com/ifrs/>

トーマツでは、統一した高品質のIFRS関連サービスを広範に提供することを目的として、IFRSの専門家集団、「トーマツIFRS推進」を設置し、Webサイトでも最新の情報発信や各種サービスの提供を行っています。ぜひご活用ください。

● トーマツのIFRSサービス

トーマツのIFRSサービスの特徴/IFRSサービスメニュー/IFRS導入の指針

● IFRSとは

IFRSの歴史/IFRSの構成/IFRSの特徴/各国のIFRS適用状況/日本及び米国のIFRSロードマップ案/
IFRS関連略称/日本のIFRSの動向/世界のIFRSの動向

● 解説記事

IFRS基準の解説/IFRS公開草案等の解説/IFRSと日本基準の会計基準差異/IFRS業種別トピックス/ニュースレター

● セミナー

IFRSセミナー/IFRSオンラインセミナー

● 寄稿記事

● 出版物

市販書籍/デロイトの出版物

お問合せ先 トーマツ IFRS推進 Tel:03-6213-1168 E-mail:jp_ifrs_service@tohmatsu.co.jp